



島根県報

令和 7 年12月12日（金）

第 6 7 7 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

生活保護法の規定による施術機関の指定	（地 域 福 祉 課）	2
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業廃止の届出	（高 齢 者 福 祉 課）	2
解除予定保安林（2件）	（森 林 整 備 課）	2
土砂災害警戒区域の指定の解除	（砂 防 課）	3
土砂災害警戒区域の指定	（ ” ）	3
土砂災害特別警戒区域の指定の解除	（ ” ）	3
土砂災害特別警戒区域の指定	（ ” ）	4

【公 告】

公共測量の実施	（技 術 管 理 課）	4
公共測量の実施の変更	（ ” ）	4
公共測量の終了（3件）	（ ” ）	5

【特定調達公告】

島根県企業局施設で使用する電力の調達に係る一般競争入札の実施	（企 業 局 総 務 課）	6
--------------------------------	---------------	---

【選管告示】

地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数		9
---	--	---

【公安規則】

島根県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則	（警 察 本 部）	10
島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	（ ” ）	12

告 示**島根県告示第634号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和7年12月12日

島根県知事 丸 山 達 也

施術者の氏名	施術所の名称	実施する事業	施術所の所在地	指定年月日
三浦 賢悟	つわの鍼灸整骨院	柔道整復	鹿足郡津和野町中座イ80-1	令和7年8月1日

島根県告示第635号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号の規定により告示する。

令和7年12月12日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人 博愛	通所介護	中条デイサービスセンター	隠岐郡隠岐の島町原田390番地3	令和7年12月31日

島根県告示第636号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年12月12日

島根県知事 丸 山 達 也

- 解除予定保安林の所在場所
邑智郡美郷町港1134-3、1134-4
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第637号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年12月12日

島根県知事 丸 山 達 也

- 解除予定保安林の所在場所
邑智郡美郷町上川戸746-12（国有林）

- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
 - 3 解除の理由
道路用地とするため
-

島根県告示第638号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、平成31年島根県告示第226号で指定された土砂災害警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和7年12月12日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 解除に係る市町村の名称
浜田市
 - 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害警戒区域の名称
急傾斜地の崩壊
道分山
 - 3 解除に係る区域
別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県浜田県土整備事務所及び浜田市役所において一般の縦覧に供する。）
-

島根県告示第639号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和7年12月12日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称
浜田市
 - 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称
急傾斜地の崩壊
道分山
 - 3 指定の区域
別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県浜田県土整備事務所及び浜田市役所において一般の縦覧に供する。）
-

島根県告示第640号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成31年島根県告示第229号で指定された土砂災害特別警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和7年12月12日

島根県知事 丸 山 達 也

1 解除に係る市町村の名称

浜田市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害特別警戒区域の名称

急傾斜地の崩壊

道分山

3 解除に係る区域及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

別図のとおり（「別図」は、省略し、島根県浜田県土整備事務所及び浜田市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第641号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和7年12月12日

島根県知事 丸 山 達 也

1 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

浜田市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害特別警戒区域の名称

急傾斜地の崩壊

道分山

3 指定の区域及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

別図のとおり（「別図」は、省略し、島根県浜田県土整備事務所及び浜田市役所において一般の縦覧に供する。）

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年12月12日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和7年11月27日から令和8年3月25日まで

3 作業地域

仁多郡奥出雲町上三所地内

令和7年11月7日付け島根県報第667号で公告した公共測量の実施について、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、出雲市長から作業期間の変更に係る通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年12月12日

島根県知事 丸 山 達 也

-
- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
 - 2 作業期間
（変更前）令和 7 年10月23日から同年11月11日まで
（変更後）令和 7 年10月23日から同年12月11日まで
 - 3 作業地域
出雲市日下町地内から西林木町地内まで
-

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、次の公共測量は、令和 7 年10月15日に終了した旨中国四国防衛局長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第 3 項の規定により公告する。

令和 7 年12月12日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（3 級基準点測量）
 - 2 作業期間
令和 7 年 8 月 7 日から同年10月15日まで
 - 3 作業地域
出雲市松寄下町地内
-

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、次の公共測量は、令和 7 年11月14日に終了した旨中国四国防衛局長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第 3 項の規定により公告する。

令和 7 年12月12日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（4 級基準点測量及び用地測量）
 - 2 作業期間
令和 7 年 8 月28日から同年11月14日まで
 - 3 作業地域
出雲市松寄下町地内
-

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、次の公共測量は、令和 7 年 3 月14日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第 3 項の規定により公告する。

令和 7 年12月12日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
-

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和6年9月4日から令和7年3月14日まで

3 作業地域

仁多郡奥出雲町上阿井地内

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和7年12月12日

島根県知事 丸 山 達 也

1 入札に付する事項

(1) 調達の名称及び数量

島根県企業局施設で使用する電力の調達 一式

使用予定電力量（調達期間総計）30,014,046キロワット時

使用予定電力量は、令和4年4月から令和7年8月までの使用実績を参考に算出したものであり、天候等により変動することがある。

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 調達期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。ただし、この公告に示した調達案件に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、契約の全部又は一部を解除できる。

(4) 納入場所

ア 島根県安来市上坂田町545-1 今津浄水場

イ 島根県雲南市加茂町三代96-2 三代浄水場

ウ 島根県江津市松川町上河戸703 江津浄水場

エ 島根県江津市松川町長良158 江の川取水場

2 入札方法

(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定は定められた予定価格の範囲内での最低入札価格をもって行い、契約価格は単価とする。

3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて一般競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

- (4) 令和8年1月16日（入札参加資格確認申請書の提出期限）までに電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (5) 令和8年1月16日（入札参加資格確認申請書の提出期限）において、庁舎の管理に関する業務及び電気供給業務の契約に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和62年2月17日島根県告示第211号）第5条の規定により、令和8年における庁舎の電気供給業務の入札参加資格の承認を受け、入札参加資格者名簿の営業種別「電気供給業務」に登録され、かつ、入札日においても引き続き当該名簿の当該種別に登録されている者であること。
- (6) 島根県が行う入札について、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (7) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (8) この入札に関し、指定期日までに別に定める申請書類を提出した者であって、入札参加資格を有すると島根県知事が認めたものであること。
- (9) 二酸化炭素排出原単位（国内クレジット反映後：調整後排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの又は各電気事業者がその環境報告書で公表したもの）適用）、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入及び省エネルギー・節電に関する情報提供に関し、入札説明書別紙に示す入札参加条件を満たしている者であること。
- (10) 電気の供給を開始する日から、確実に安定した電気の供給ができる者であること。

4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地 島根県庁南庁舎2階

島根県企業局総務課予算経理第二係

電話 0852-22-5673

メールアドレス soumuka-kanrisya@pref.shimane.lg.jp

5 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書の交付方法

ア 交付期間

本公告の日から令和8年1月16日（金）までの間

ただし、イの(7)の場所にあつては、島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

(7) 4の場所

(イ) 島根県ホームページ上（https://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/）

(2) 入札説明会

行わない。

6 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。
- (4) 申請書の提出期間
令和8年1月5日（月）から同月16日（金）までの間（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に提出すること。（郵送により提出する場合は、書留郵便とし、提出期間内に必着のこと。）
- (5) 申請書の提出場所

4 の場所

7 入札期間、開札日時等

(1) 入札の日時、場所及び開札

ア 日時 令和8年2月5日（木）午前10時

イ 場所 島根県松江市殿町8番地 島根県庁南庁舎2階 島根県企業局会議室

ウ 郵便による入札 書留郵便とし、令和8年2月5日（木）午前9時までに4の場所に必着のこと。

(2) その他

FAX、電子メール、電話等による入札は、認めない。

8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県企業局総務課に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Bidding Information

Title of Procurement : Procurement of electricity used in Shimane Prefectural Enterprise Bureau facilities

Supply Period : From April 1 2026 to March 31, 2029

(2) Deadline for Submission of Bidding Participant Qualifications : Please submit between 9 : 00 a.m. — 12 : 00 p.m. or 1 : 00 p.m. — 5 : 00 p.m. from Monday, 5 January 2026, until Friday, 16 January 2026, excluding weekends and holidays.

(3) Date and Time of Bidding and Bid Opening : 5 February 2026, 10 : 00 a.m.

Deadline for bids sent by mail : 5 February 2026, 9 : 00 a.m.

(4) Contact information : Shimane Prefecture Bureau of Public Enterprise, General Affairs Division, Budget and Accounting Section, 8 Tonomachi, Matsue-shi, Shimane-ken, Japan 690-8501

TEL : 0852-22-5673

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第58号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数又は3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

令和 7 年12月12日

島根県選挙管理委員会委員長 大 野 敏 之

- | | |
|---|---------|
| 1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数 | 10,696 |
| 2 地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） | 155,797 |
| 3 地方自治法第80条第1項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） | |
| 松江選挙区 | 53,893 |
| 浜田選挙区 | 13,605 |
| 出雲選挙区 | 46,559 |
| 益田選挙区 | 12,000 |
| 大田選挙区 | 8,839 |
| 安来選挙区 | 9,943 |
| 江津選挙区 | 5,996 |
| 雲南・飯石選挙区 | 11,015 |
| 仁多選挙区 | 3,149 |
| 邑智選挙区 | 4,684 |
| 鹿足選挙区 | 3,393 |
| 隠岐選挙区 | 5,186 |
| 4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） | 155,797 |

公 安 委 員 会 規 則

島根県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年12月12日

島根県公安委員会委員長 錦 田 剛 志

島根県公安委員会規則第13号

島根県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

島根県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成29年島根県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「電子情報処理組織を」を「、電子情報処理組織を」に改める。

第2条第1項中「意義は、」の次に「それぞれ」を加え、同項第2号中「島根県公安委員会規則及び島根県公安委員会が定める規程」を「条例等」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 電子署名 次に掲げるものをいう。

ア 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名

イ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

第2条第1項に次の1号を加える。

(6) 処分通知等 法第3条第9号及び条例第2条第7号に規定する処分通知等をいう。

第3条を次のように改める。

（適用手続の公表）

第3条 公安委員会等がこの規則の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行わせ、又は行うこととする申請等及び処分通知等（以下この条において「適用手続」という。）については、インターネットの利用その他の方法により当該適用手続の根拠となる法令及び手続の内容を公表するものとする。

第4条の見出しを「（申請等の手続）」に改め、同条第1項中「次に掲げる」を「公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる」に、「電気通信回線で」を「、電気通信回線で」に改め、同項各号を削る。

第4条第2項中「前項の規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「申請等を書面等により行うときに法令の規定により書面等に記載すべきこととされている事項その他公安委員会等が必要と認める」を「当該申請等に係る」に改め、「し、又は送信」を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に、「公安委員会等」を「公安委員会又は警察本部長」に改め、「し、又は送信」を削り、同条第4項中「し、又は送信」を削り、同項ただし書を次のように改め、同項各号を削る。

ただし、公安委員会又は警察本部長が指定する申請等ごとに、公安委員会又は警察本部長により付された識別符号及び暗証符号を入力する措置その他の当該申請等の性質に照らして適切な措置としてそれぞれ公安委員会又は警察本部長が指定する措置を講ずる場合は、この限りでない。

第4条第5項中「個人番号カード用署名用電子証明書」を「署名用電子証明書」に改め、同条第6項中「し、又は送信」を削り、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 公安委員会等は、第2項の規定により申請等を行う者が、第3項に規定する事項を入力する場合において、当該申請等を行う者の定款に記載された事項をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いている場合であって、公安委員会等が当該事項を確認するために必要な事項を当該申請等に併せて入力するときは、当該申請等について規定した法令の規定にかかわらず、当該定款に記載された事項の入力を要しないこととすることができる。

第6条中「送信する措置」の次に「のほか、第4条第4項ただし書に規定する措置」を加え、同条ただし書を削る。

第7条第1項第1号及び第2号中「公安委員会等」を「公安委員会又は警察本部長」に改め、同項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 申請等に係る書面等又は電磁的記録が大量であるため、第4条第2項又は第3項の規定による入力が困難である場合

第7条第3項から第5項までを削り、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「公安委員会等」を「公安委員会又は警察本部長」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の場合において、申請等（電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分に限る。）は、電子情報処理組織を使用して申請等（当該部分を除く。）を行った日から1週間以内にしなければならない。

第8条を次のように改める。

（処分通知等の手続）

第8条 公安委員会等は、法第7条第1項及び条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行う場合には、公安委員会等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を有するものと、電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により、処分通知等を行わなければならない。

- 2 公安委員会等は、処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該処分通知等の内容を電子計算機のうち公安委員会等の使用に係るものから入力して、処分通知等を行わなければならない。

- 3 前項の場合において、公安委員会等は、当該処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信するものとする。

第9条を削り、第10条を第9条とし、第11条を第13条とし、同条の前に次の3条を加える。

（処分通知等を受ける旨の表示の方式）

第10条 法第7条第1項ただし書に規定する方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

- (1) 処分通知等に係る電子情報処理組織を使用して行う識別符号及び暗証符号の入力
(2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の第4条第2項の規定により行う届出

（処分通知等に係る署名等に代わる措置）

第11条 法第7条第4項及び条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信する措置とする。

（処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合）

第12条 法第7条第5項に規定する処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると公安委員会又は警察本部長が認める場合
(2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものと公安委員会又は警察本部長が認める場合

別表第1から別表第4までを削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年12月15日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の島根県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第7条第2項の規定は、同項に規定する日がこの規則の施行の日以後である申請等について適用する。

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年12月12日

島根県公安委員会委員長 錦 田 剛 志

島根県公安委員会規則第14号

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

島根県道路交通法施行細則（昭和55年島根県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第8条中第11項を第12項とし、第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、同条第8項中「当該駐車許可証」の次に「（第7項に規定する場合にあっては、当該駐車許可証を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したもの）」を加え、「車両の前面ガラスの見やすい場所に掲出」を「当該車両の前面の見やすい箇所に掲示」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「前項本文の」及び「（以下単に「駐車許可証の交付」という。）」を削り、同項を同条第8項とし、同条第6項の次に次の1項を加える。

7 前項の規定による駐車許可証の交付（以下単に「駐車許可証の交付」という。）が電子情報処理組織を使用して行われた場合は、当該駐車許可証の交付を受けた者は、第9項の規定に基づく掲示を行う目的その他の正当な目的のために当該駐車許可証の複製を作成する場合であって当該複製が当該駐車許可証の交付を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又はその者の管理する電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）に記録されるときを除き、当該駐車許可証に係る電磁的記録を複製し、又は複製させてはならない。

第16条第2項第2号中「その者の運転管理経歴書（様式第18号の3）」を削り、「写し又は第18条第2項に規定する資格認定証の写し」の次に「（交付を受けた者に限る。）」を加え、「その者の運転管理経歴証明書、」を「、」に改め、「もの又は第18条第2項に規定する資格認定証の写し」の次に「（交付を受けた者に限る。）」を加え、同条第3項第3号から第5号までを次のように改める。

(3) 安全運転管理者等の選任又は解任の年月日

(4) 安全運転管理者等の氏名及び生年月日

(5) 安全運転管理者等の職務上の地位

第18条第2項中「ときは」の次に「、申請者の求めにより」を加える。

様式第18号及び様式第18号の2を次のように改める。

様式第18号（第16条関係）

署別・整理番号	—			
安全運転管理者に関する届出書				
島根県公安委員会 様		年 月 日		
安全運転管理者を選任、解任 届出記載事項（①・③・⑤・⑨）を変更 お届けします。		①届出者の氏名又は法人の 名称及び代表者の氏名 〒 住所 （電話 ）		
② 選任年月日	年 月 日	⑨ 使用の本拠 業 種 別 1 官公署 2 公社公団等 3 農業 4 林業 5 漁業 6 鉱業 7 建設業 8 製造業 9 卸・小売業 10 不動産業 11 金融保険業 12 運輸業 13 電気ガス業 14 通信業 15 サービス業 16 その他（ ）		
③ 安全運転管理者 氏名	(ふりがな)			
④ 資 格 要 件	生年月日 (年齢)		年 月 日 (歳)	
	運転の管理経歴 1 2年以上 2 公安委会の 教習修了者 で1年以上 3 公安委 員会 の 認定			
	⑤ 職務上の地位 1 使用者 2 課長以上 3 係長 4 主任 5 その他（ ）			
⑥ 安全運転管理者 が運転免許を 持っている場合	免許の種類 免許年月日 免許証等番号	⑩ 乗 用 貨 物 大型 中型 準中型 普通 軽 大型 中型 準中型 普通 軽 大型特殊 小型特殊 大型二輪 普通二輪 計		
⑦ 安全運転管理者 の勤務の態様	勤務 日勤 隔日 その他（ ） 副安全運転 管理者の有無 あり（ ） なし	⑪ 運転者数 免許種別 大型 中型 準中型 普通 大特 大自 普自 小特 計 一種 二種 一種 二種 一種 二種 一種 二種		
⑧ 安全運転管理者 の略歴（運転 管理に関する 経歴）	勤務期間	勤務所名	職務上の地位	業務内容
	自 . . .			
	自 . . .			
	自 . . .			
	自 . . .			
備考	⑫ 前安全運転管理者 解任年月日 氏名 解任事由 1 死亡 2 退職 3 転任 4 解任命令 5 減車 6 その他（ ）			

様式第18号の2（第16条関係）

署別・整理番号	—															
副安全運転管理者に関する届出書																
年 月 日																
島根県公安委員会 様																
副安全運転管理者を選任、解任 届出記載事項（①・③・⑤・⑨）を変更 お届けします。																
①届出者の氏名又は法人の 名称及び代表者の氏名 〒 住所 (電話)																
② 選任年月日	年 月 日				⑨ 使用の本拠	名 称		(ふりがな)								
③ 副安全運転管理者 氏名	(ふりがな)					位 置										
④ 資 格 要 件	生年月日 (年齢)		年 月 日 (歳)			安全運転管理者 の氏名										
	1 運 転 の 管 理 経 験 1 年 以 上	2 運 転 の 経 験 期 間 3 年 以 上	3 公 安 委 員 会 の 認 定			業 種 別		1 官公署 2 公社公団等 3 農業 4 林業 5 漁業 6 鉱業 7 建設業 8 製造業 9 卸・小売業 10 不動産業 11 金融保険業 12 運輸業 13 電気ガス業 14 通信業 15 サービス業 16 その他 ()								
⑤ 職務上の地位	1 使用者 2 課長以上 3 係長 4 主任 5 その他 ()															
⑥ 副安全運転管理者 が運転免許を 持っている場合	免許の種類				⑩ 使用の本拠における自動車台数・運転者数	乗 用				貨 物				大 小 大 普	計	
	免許年月日		・ ・ ・ ・			大 中 準 普 軽	大 中 準 普 軽	大 小 大 普	大 小 大 普							
	免許証等番号					大 中 準 普 軽	大 中 準 普 軽	大 小 大 普	大 小 大 普							
⑦ 副安全運転管理者 の勤務の態様	勤務		日勤 隔日 その他 ()		⑪ 運転者数	免 許 種 別		大 中 準 普 大		大 小 大 普		小 特		計		
	他の副安全運転 管理者の有無		あり (名) なし			一 二 一 二 型 一 二 一 二 大 大 自 自 小	一 二 一 二 型 一 二 一 二 大 大 自 自 小	一 二 一 二 大 大 自 自 小	一 二 一 二 大 大 自 自 小							
⑧ 副安全運転管理者 の略歴（運転 管理に関する 経歴）	勤務期間		勤務所名		職務上の地位		業務内容									
	自 . . . 至 . . .															
	自 . . . 至 . . .															
	自 . . . 至 . . .															
	自 . . . 至 . . .															
備考																

様式第18号の 3 を削る。

様式第22号を次のように改める。

安全運転管理者等資格認定申請書					
年 月 日					
島根県公安委員会 様					
(使用者) 住所 名称・氏名					
次のとおり 安全運転管理者 副安全運転管理者 の資格認定の申請をします。					
資格認定を 受けようと する人		(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日		
		住 所			
		職務上の地位			
事 業 所	名 称				
	所 在 地				
資格認定を受けようとする 人の運転経験等		自動車の運転の経歴 年 月 その他 () 年 月			
使用者の意見 ※本欄は使用者が記載して ください。		上記申請者は、次の理由により当事業所の安全運転管理者等に適任であるので道路 交通法施行規則第9条の9第1項第2号又は同条第2項第2号の規定による安全運転 管理者等の資格認定を願います。 ☐ 事業所において運転管理に関する業務に従事し、安全運転管理及び従業員の指 導に必要な知識・能力を有する。 ☐ その他 () ※ 該当する□にチェックをしてください。 その他の場合はチェックをした上、理由を () 内に記載してください。			
備考					

2 資格認定証（様式第23号）の交付が必要な場合は、その旨を申し出ること。

様式第28号の 5 及び様式第28号の 6 を次のように改める。

様式第28号の5（第25条の2関係）

運転経歴証明書等交付・再交付申請書

年 月 日

島根県公安委員会 様

(注) 太線の中だけお書きください。

資料区分	運転経歴 証明書	同時受理	受付場所	確認物 ☐ マイナンバーカード ☐ 住民票 ☐ 郵便物 ☐ その他		写真添付欄 (持参写真・再交付)													
	36-B 9																		
	登録(交付)年月日																		
	登録(照会)番号																		
代理申請者	続柄 ()																		
フリガナ				電話番号(自宅又は携帯)															
氏 名				- -															
生 年 月 日				性 別		男・女													
住 所																			
暗 証 番 号 (マイナ経歴証明書)					再 交 付 理 由														
手続終了後に有することを 希 望 す る も の						免許証の記載事項 変 更 の 有 無													
マイナンバーカード の 効 力			署名用電子証明書 の 提 出				O S S 申 請												
マイナ経歴証明書 の 有 無			マイナ経歴証明書の 紛失状況等の事情																
受けていた 免 許 証 (運転経歴証明書)	免許証(運転経歴証明書)番号																		
	マイナ免許証(マイナ経歴)番号																		
	交付年月日 照会番号				年 月 日 - ()				有効年月日				年 月 日						
	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	け 引	大 二	中 二	普 二	大 特 二	け 引 二	色 別	金	青	緑
免許の条件等											備 考								

確認者

注： 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第28号の6（第25条の2関係）

運転経歴証明書等記載事項変更届

年 月 日

島根県公安委員会 様

(注)

太
枠
の
中
だ
け
お
書
き
く
だ
さ
い
。

生 年 月 日		年 月 日		フリガナ				代理の場合は続柄	
				届出者氏名					
免許証（運転経歴証明書）番号		第		号		電話番号（自宅又は携帯）			
マイナ免許証（マイナ経歴証明書）番号		第		号					
処 理	住所	氏名	住＋氏	呼び名修正	生年月日・ 性別	同時受理	受付場所	資料区分	運 転 経 歴 証 明 書
	1	2	3	8	50	再 交 付			36－B 9
登録（交付）年月日						登録（照会）番号			

確認物	☐ マイナンバーカード
	☐ 住民票
	☐ 郵便物
	☐ その他

※変更する項目のみ記載してください。

(フリガナ)	()	(フリガナ)	()
新 氏 名		旧 氏 名	
新 住 所 (旧 住 所)	島根県 市・郡 町・村 ()		
備 考			

〔現に受けている運転経歴証明書〕

☐ 別添のとおり

登録者	確認者

注： 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

附 則

この規則は、令和 7 年12月15日から施行する。